

空と大地保育園運営規程

(総 則)

第1条 社会福祉法人幸世会が設置経営する空と大地保育園（以下「保育園」という。）の運営についての重要事項は、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(施設の目的)

第2条 この保育園は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 この保育園の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (3) 利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 「高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月2日高根沢町条例第19号)」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育の内容)

第4条 この保育園の保育内容は、保育園保育指針によるものとする。

(職 員)

第5条 この保育園には、次の職員を置く。

- (1) 施設長
- (2) 主任保育士
- (3) 副主任保育士
- (4) 乳児専門リーダー
- (5) 支援専門リーダー
- (6) 幼児リーダー
- (7) 乳幼児リーダー

- (8) 保育士
- (9) 看護師
- (10) 事務員
- (11) 調理員
- (12) 嘱託医

(職務内容)

第6条 この保育園の職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長
保育園の運営管理全般、職員の指揮監督
- (2) 主任保育士
保育士間の業務調整、保育向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画の作成指導、保健衛生に関する計画策定と指導、給食業務の監督
- (3) 副主任保育士
主任保育士の補助
- (4) 乳児専門リーダー
クラスの主任として、指導計画等の作成、また、保育士の指導、保護者支援等を行う
- (5) 支援専門リーダー
クラスの主任として、指導計画等の作成、また、保育士の指導、保護者支援等を行う
- (6) 幼児リーダー
クラスの主任として、指導計画等の作成、また、保育士の指導、保護者支援等を行う
- (7) 乳幼児リーダー
クラスの主任として、指導計画等の作成、また、保育士の指導、保護者支援等を行う
- (8) 保育士
入所児の保育業務と保護者との連絡調整、遊具の安全点検
- (9) 看護師
入所児の健康管理、投薬、疾病・傷病等の治療、医薬品の管理
- (10) 事務員
保育園の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務
- (11) 調理員
給食調理員業務、献立表の作成整理、炊具食器の整備保管
- (12) 嘱託医

入所児の健康診断、入所児及び職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導

(開所・休所日)

第7条 この保育園の休所日は次のとおりとし、その他は開所日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 年末年始
- (4) その他、園が必要と認めた日

(開所・閉所時間)

第8条 この保育園の開所時間は次のとおりとする。

- (1) 平日
午前7時00分から午後7時00分まで
- (2) 土曜日
午前7時00分から午後6時00分まで

(保育時間)

第9条 この保育園の保育時間は次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間・平日
午前7時00分から午後7時00分まで
- (2) 保育短時間・平日
午前8時30分から午後4時30分まで
- (3) 保育標準時間・土曜日
午前7時00分から午後6時00分まで
- (4) 保育短時間・土曜日
午前8時30分から午後4時30分まで

(保育料)

第10条 この保育園の保育料(利用者負担額)は、入所児の居住する市町村が定める額とし、市町村が徴収する。

(定員)

第11条 保育園の利用定員は90名とする。

定員の内訳は次のとおりとする。

- (1) 乳児：0歳児 12名 1歳児 14名 2歳児 16名

(2) 幼児：3歳児 16名 4歳児 16名 5歳児 16名

2 保育園の認可定員は105名とする。

定員の内訳は次のとおりとする。

(1) 乳児：0歳児 14名 1歳児 15名 2歳児 19名

(2) 幼児：3歳児 19名 4歳児 19名 5歳児 19名

(入 所)

第12条 この保育園に入所する際は、子ども・子育て支援法の規定により入所児の居住する市町村から支給認定及び利用調整を受けるものとする。

(退 所)

第13条 施設長は、次の各号に該当するときは、市町村に報告し、その指示を得て退所させることができる。

(1) 保護者が退所を申し出たとき。

(2) 入所児が長期にわたり入院し、退院の見込みがないとき。

(3) その他、入所を継続することが適当でないとき。

(平等な取扱い)

第14条 入所児の保育にあたっては、児童福祉法の理念に基づき心身ともに健やかに育成されるよう努めるとともに、入所児の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしない。

(給 食)

第15条 給食は、できる限り変化に富んだ献立とし、入所児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。

2 給食は、前項の規程によるほか、食品の種類及び調理方法については、栄養並びに入所児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行う。

(健康管理)

第16条 入所児には、入所時の健康診断及び少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施し、その記録を保管しておく。

2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者の検便は毎月実施するものとする。なお、乳児担当保育士にあっても、毎月検便を実施するものとする。

3 入所児の疾病・傷病等で急を要するときは、緊急に医療機関に搬送し、手当を受けさせるとともに、その旨を保護者及び市町村長に速やかに報告する。

(入所児の生活)

第 17 条 この保育園の構造設備は、採光、換気等入所児の保健衛生を考慮したものとし、危険防止に十分な処置を講じる。

2 入所児の使用する居室、便所、衣類、寝具、食器等については、常に清潔に保つよう
にするため、次のことに留意する。

- (1) 居室、便所は毎日清掃し、定期的に消毒する。
- (2) 食器等は、使用后よく洗い、十分に消毒する。

(保護者との連絡)

第 18 条 この保育園の施設長は、入所児の行動や生活、健康状態等について、常に保護者との連絡を図り相互の緊密な意思疎通を図るよう努めるものとする。

(地域との交流)

第 19 条 この保育園の施設長は、常に地域との交流に努め、保育園に対する理解と協力を得ることにより、入所児が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。

(緊急時対応)

第 20 条 この保育園の緊急時における対応は、次のとおりとする。

- (1) 入所児に急な病状変化があった場合は、直ちに保護者が指定する医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。
- (2) 入所児が事故にあった場合は、直ちに救急医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

(非常災害対策)

第 21 条 この保育園の施設長は、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、計画的な防災訓練と設備改善を図り、入所児の安全に対して万全を期すものとする。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、少なくとも毎月 1 回行うものとする。

(虐待防止)

第 22 条 この保育園は、児童虐待防止法の定めるところにより、不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や児童相談所等関係機関と連携し、適切な対応を図るものとする。

(秘密保持等)

第 23 条 この保育園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密

事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た入所児又はその家族の秘密を保持しなければならない。又、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（園児の個人情報書類の保存期間）

第24条 園児に関する個人情報書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 児童票
- (2) 園児記録表
- (3) 緊急連絡簿
- (4) 保育児童要録
- (5) 職員会議録
- (6) その他、施設長が重要と認めたもの

上記の保存期間は6年（児が保育園を卒園後、小学校を卒業するまで）とする。

2 (1)から(6)の書類を処分する場合は、施設長の承認を得てから1ヶ月以内に主任保育士及び副主任保育士が業者に依頼の上、処分するものとする。

（その他の事項）

第25条 この規程に定めるもののほか、保育園の運営に必要な事項は、施設長がその都度定める。

（改正）

第26条 この規程を改正するときは、理事会の議決を経るものとする。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。（規程の一部改正）

この規程は、平成21年11月5日から施行する。（規程の一部追加）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。（規程の一部改正及び追加）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。（規程の一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（規程の一部改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。（規程の一部改追加）

この規程は、令和3年6月1日から施行する。（規程の一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。（規程の一部改正）